

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY等の原子炉設置変更許可に係る事業者ヒアリング（1）」

2. 日時：令和2年1月10日（金）10時05分～11時05分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

上野管理官補佐、川末安全審査官、加藤安全審査官、宮下原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課 担当者 3名

臨界ホット試験技術部 臨界技術第2課 担当者 1名

施設安全課 担当1名

安全・核セキュリティ推進室 担当者 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配付資料

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

資料1：STACY施設等の設置変更許可申請書について 概要説明資料（案）

資料2：原子力科学研究所 原子力設置（変更）許可申請書 STACY（定常臨界実験装置）  
施設 TCA（軽水臨界実験装置）施設 新旧対照表

資料3：原子力科学研究所原子力設置（変更）許可申請書 本文（共通編） 新旧対照表

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:03	はい。それでは1月10日STACY施設等の設置変更許可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。そうしましたら資料に基づき基づき説明の方よろしくお願いたします。
0:00:19	はい、原子力機構のヨリツネです。本日はですね昨年末12月25日に申請させていただきました。原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請の中身についてご説明させていただきます。
0:00:37	本日概要説明資料、また新旧対照表を参考として、
0:00:44	お配りしてますので、曳田商標につきまし端的参照のうえ、説明させていただきます。それでは概要説明資料を、の担当の小林のほうから説明させていただきます。
0:01:00	原子力機構の小林です。
0:01:03	資料1と書いてある概要説明のほうの説明ですけれども、まず1枚めくっていただきましていって2ページ目の変更の内容ということで、今回昨年末に申請した設置変更許可申請の中身に関して、
0:01:19	御説明いたします。大きく分けて、(1)から(3)の三つの内容となっております。
0:01:26	(1)がピー・シー・エー施設の使用済み燃料処分の方法の変更ということで、こちらのほうはピー・シー・エー施設の使用済み燃料の処分の方法を変更する。
0:01:37	当該燃料はSTACY施設の貯蔵設備で貯蔵するという変更になります。
0:01:43	それから(2)でSTACY施設におけるTCLみ棒状燃料貯蔵設備の設置ということで、TCLから持ってきたステージに持ってきた燃料を貯蔵するための貯蔵
0:01:56	設備を作る。
0:01:59	それから核燃料物質の貯蔵設備の貯蔵能力を変更するとういった内容になります。
0:02:05	それから(3)。
0:02:07	敷地境界及び周辺監視区域の協会の変更ということで、日本原電がああ東海第2発電所に緊急時対策所等を設置する用地として原価県北側の敷地の一部を対応すると。
0:02:23	いうことになっておまして、それに伴って原子力空間研究所の敷地境界それから周辺監視区域境界を変更すると、こういった3. 主な3点について変更させていただきました。
0:02:37	それでは、中身のほう詳細に詳しく御説明いたします。3ページ目が(1)の処分の方法の変更ですね、の内容になります。
0:02:48	変更前の許可申請書の共通編。
0:02:52	ページ6ということで、申請書をのページ番号左下に行ってますので、そこら辺の資料を参考にしながら御説明いたします。
0:03:04	3ページ、まず処分の方法の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:08	変更ということで、変更前は、使用済み燃料は本施設の貯蔵設備施設において貯蔵するとなっていたところ、変更後として、
0:03:17	使用済み燃料は国内または我が国と原子力の平和利用に関する協力のための引き渡しまでの間はSTACY施設の核原料貯蔵室、
0:03:30	核燃料物質貯蔵施設において貯蔵すると。
0:03:33	いうふうに変更したいと考えております。
0:03:37	処分の方法に関してはこの1枚。
0:03:40	この変更のみであります。
0:03:43	それから続き、次のページに行きまして、
0:03:47	4ページでこっから(2)の内容になっていきます。ステージにちょうど設備を設置するという変更内容になります。
0:03:57	4ページの上から使用する核燃料の核燃料物質の種類及びその年間予定使用量の変更ということで年間予定使用量はゼロkm、これは
0:04:09	STACYでは使用しないということを想定しておきます貯蔵管理のみを行うと。
0:04:16	それからその燃料の種類なんですけれども、使用済み棒状燃料として3種類ございます。ポチがついてる酸化ウラン燃料低濃縮てんねん。それから、ウランプルトニウム混合酸化物燃料、それから参加トリウム燃料、
0:04:32	この燃料OTC唐津停止に持ってくれと。
0:04:35	ということになります。内容に関しては、燃料の性状に関しては記載の通りです。
0:04:44	それから最後です。次にですね、その次の丸でSTACY施設の
0:04:50	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に使用済み棒状燃料貯蔵設備を追加ということで来ウエノを燃料貯蔵するための設備を追加します。
0:05:04	次ですけれども、5ページ目。
0:05:07	いきまして、
0:05:11	STACY施設の貯蔵管理のみを行う燃料の貯蔵ということで、STACYにはほかにもこのような燃料がございますけれども、その中の一部として今回TCL燃料も取り扱おうと考えてございまして、ちょっと管理のみを行うと。
0:05:27	ということで、以下を追記します。
0:05:30	括弧内ですね。
0:05:32	ピー・シー・エー施設から引き渡された使用済み棒状燃料はウラン保管室内の使用済み棒状燃料貯蔵設備に貯蔵する。
0:05:40	なお、使用済み棒状燃料はSTACYでは使用しないと。
0:05:44	使用済み棒状燃料のうち、ウランプルトニウム混合酸化物燃料については、国のエネルギー視力政策等に沿った研究開発等での利用または国内外への譲渡受け渡しを行う予定で計画であると。
0:06:00	いうここのういった文言を追加しようと考えてございます。
0:06:07	6ページですね。
0:06:13	ちょっと設備の内容になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:16	設置する貯蔵設備なんですけれども、基本的には今、ピー・シー・エーにある貯蔵設備と同じような計上しております、
0:06:25	STACYで新しくつくりまして、それ作ったものにピー・シー・エーの燃料を入れるということを計画してございます。
0:06:34	主な機器仕様ですけれども、名称としては、使用済み棒状燃料収納容器と、
0:06:41	型式は製法格子配列型
0:06:46	配列角型容器と基数は9基です。
0:06:50	で、燃料のうち酸化ウラン燃料用収納容器として8基、それから、MOX燃料と参加トリウム燃料について、あわせて一基に貯蔵することを想定しております要領は一基当たり256の棒状燃料が入る。
0:07:10	要領になってます。
0:07:12	寸法制限値、8×8の4ブロック、右の図のほうでちょっとⅢの挙動を示してますけれども4区画ありまして、1区画が64本四つで256%と
0:07:26	格子間隔にCM以上2.3cm以下
0:07:30	背面配列面間距離が11.6cm書、
0:07:35	それから変形設備の変形等により、
0:07:41	寸法制限値が満足されない場合に備え、中性子吸収材のシートですね、これを併用する。
0:07:47	いう設計をする予定です。
0:07:50	主要材料としては鋼材を想定しています。
0:07:54	横の図がCADの概要性になります。
0:08:00	それから、7ページですね。
0:08:04	設置に伴いまして、どこに設置するかと。
0:08:07	いうところで、図面を用意してますけれども、こちらの方
0:08:11	PP情報ということで図面自体は公開はしない。
0:08:16	中身もPP情報に係る情報はあの発言はしないですけれども、こういったところの詰めに示してあるようなところに
0:08:26	設置するというのをさ、予定しております。
0:08:30	上のほうですね、DCS移設からSTACYに引き渡された使用済み棒状燃料は、
0:08:37	PRA保管室の使用済み棒状燃料貯蔵設備に貯蔵すると。
0:08:40	同室内で所済み棒状燃料の点検等を実施する予定です。
0:08:45	この燃料をの貯蔵に伴ってウラン保管室の遮へい設計、遮へい設計区分を変更します。今まで区分3だったのを区分4に変更する予定です。
0:08:58	ということで設置の位置については以上です。
0:09:07	続きまして8ページ括弧にごめんなさい。8ページですね。
0:09:13	使用済み棒状燃料はSTACY施設に設置された他の核燃料物質貯蔵設備と同様の
0:09:20	設計方針に基づき、
0:09:22	試験研究の用に供する構造

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:26	試験の規則ですね、試験の規則に適合するものとするということで、今回設置する予定の設備に関しては、STACYの今既存の許可いただいている許可と同様の方針で
0:09:43	許可を満足するように適合させて
0:09:47	適合させます。
0:09:48	概要ですけれども、安全設計としては、地震及び津波による安全機能の喪失による影響を考慮して、
0:09:56	おります。それから適切な遮へい及び貯蔵容量の確保を行います。
0:10:03	臨界安全設計に関してですけれども、これも既存のほかの貯蔵設備と同じような対応を行いまして、
0:10:12	使用済み棒状燃料貯蔵設備燃料貯蔵は、
0:10:17	形状寸法管理による臨界安全設計を行い、設備容量分の燃料を収納しても、未臨界となる設計とします。
0:10:26	それから燃料貯蔵設備の中性子実効増倍率は 0.95 以下とする。
0:10:32	これを臨界解析については、使用済み棒状燃料と同じ室内に存在するSTACYのウラン酸化物燃料貯蔵設備、それから使用済みウラン黒鉛今後燃料貯蔵設備の単体並びにそれらを組み合わせた背景に対して、
0:10:49	空気中の水分率反射条件等について想定し得る最も厳しい条件を設定して行います。
0:10:57	で、その結果 0.95 を満足するような設計とするということです。
0:11:05	それから、STACYの設置で最後に工事計画についてです。
0:11:11	こちらの今許可の段階で許可が終わりましたら設工認を足してその後政策ということで一応今の所例は 2 年度に製作、検査をベース進めようと考えてございます。
0:11:25	第 3 四半期分ですね。
0:11:27	計画になります。
0:11:29	それがSTACYの使用済み燃料の設置という項目になります。
0:11:36	それから、括弧する。
0:11:44	原子力機構の名和でございますカッコ 3 について私から説明させていただきます。敷地境界及び周辺監視区域境界の変更ということで、日本原電が東海第 2 発電所に緊急時対策所等を設置する用地として原子力科学研究所の北側の敷地の一部、
0:12:01	面積として 10 万平米を対応することとしております。
0:12:05	このため減少買収研究所の敷地の面積に設置許可の本文に記載してあるものですがこちらが約 200 万平米となります。
0:12:16	今回対応する敷地については、引き続き日本原電の方の周辺監視区域として居住の禁止等の措置が講じられると。このため一般公衆の居住の可能性はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:29	このため、現状許可申請書に記載している平常運転時における周辺監視区域外に居住する人に対する被ばく影響被ばく評価に影響はございません。
0:12:40	同様に事故時における敷地境界外に居住する人に対する一般対する被ばく評価にも影響はございません。
0:12:49	なお、周辺監視区域については、東海第2発電所の工事の進捗に合わせて段階的に変更する必要がございます。
0:12:58	これについては変更の都度、原子炉施設保安規定にて設定する周辺監視区域について認可を受けていく考えでございます。
0:13:10	はい。以上、こちらのほうの資料1、Eが
0:13:14	の説明ですけれども、こちらのほうの資料をもとに、
0:13:19	今後の審査会合に臨みたいと考えてございます。説明は以上です。
0:13:26	はい、ありがとうございます。何か交通合いますか。
0:13:33	注腸のカトウです。まず審査会合以降なんですけど、今現状はこの件を27日にかけていると思っておりますが、一応そのスケジュールで走っても大丈夫でしょうか。
0:13:47	わかりました。そうしましたらちょっと資料の方について何点か確認していきたいと思えます。
0:13:57	ちょっと現状把握ということで、4ページ、4ページ目のほうにですね今回OTCの方から週済み燃料をステージの方に持ってくると、基本的に使用済みEC一棒状燃料として酸化ウランを
0:14:15	ウランプラトニウムの混合酸化物参加トリウム燃料があるということなんですけど、これOOI寸法とか、体数は1人ぐらいになりますか。
0:14:34	商企孔アイザワです。まず寸法ですけれども棒状燃料ということで、長さが約2mほどになっておりますので本数につきましては、酸化ウラン燃料が一番多くて、
0:14:50	約1700本ほど、それからウランプラトニウム混合酸化物燃料、これが約100本。
0:14:59	最後に取り組む燃料が約30分ほどとなっております。
0:15:05	以上です。
0:15:07	はい、ありがとうございます寸法の長さ2メートルということについて、計とかどんな感じになります。
0:15:17	原子力機構ヨリツネに対するすべてこれ燃料棒という形で被覆管で比較されておりますけども、一番大きいもので被覆管の外径が1.4センチですので、種類によってはもう少し細いものもございしますが、
0:15:35	ほとんどのものが外径っていうcmとなっております。
0:15:43	はい、わかりました。続きましてP5ページ目なんですけど。
0:15:49	ここにこれなおのところですね、使用済み燃料のうち、今後酸化物についてはこうやって譲渡しますっていうのは、3ページ目の使用済み燃料のところの記載と分けているのは混合酸化物燃料についてはこういった譲渡し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	大騒ぎをしていくっていうそういう趣旨を含めているからという理解でよろしいですか。
0:16:18	機構アイザワです。おっしゃる通りでございますのでプルトニウムにつきましては、利用予定のないものを持つわけには参りませんので、これは明らかにしておくというものでございます。
0:16:33	続きまして6ページ目なんですが、
0:16:38	ここからの手術に棒状燃料貯蔵設備の設置ということで、
0:16:43	今回炎を貯蔵設備は厳しい専用って考えてよろしいんですか。厳しい燃料の貯蔵専用っていうふうに考えてよろしいですか。
0:16:55	はい、原子力機構ヨリツネです。おっしゃる通り厳しい専用の貯蔵設備であります。
0:17:02	STACYの方とかの棒状燃料とかここには入らない形になっているっていうことですかね。
0:17:16	原子力機構の小林です。STACYで使用する棒状燃料はこちらの収納容器には入らない形状となっております。
0:17:28	これさ、過去の角型容器9キーを並べるっていうのはこの波高吸気並べるっていう、これはお土産はどのような形で入りつつするんですか。
0:18:17	わかりました。
0:18:19	っていうふうに思います。
0:18:25	はい。
0:18:39	あと同じところの6ページなんですけど、先ほどスペースシートある程度その貯蔵設備の応用容器ですか、ほぼ同様っていう形一定説明されたと思うんですが、計上は一種で中の中の詳細のところがちよっと違うっていうことです。
0:19:03	先ほど申し上げた
0:19:06	同じと同様といったのはSTACYのあの貯蔵設備の設計方針、例えば竜巻であるとか地震とか、そういう
0:19:15	の設計方針は、この貯蔵設備に対しても同様に対処するというので、形とか形状自体は全然違うものがあります。
0:19:26	わかりました。ちょっと私から最後になりますが、7ページ目。
0:19:32	今回ウラン保管室に公会堂のOTCから引き取った燃料入れるということで遮へい区分を60マイクロ以上の来るように変えると、それで実際のところは、これらの容器表面表面においてはどれぐらいになるというふうな想定になるんでしょうか。
0:20:03	原子力機構アイザワです。まずウラン酸化物燃料それからMOX燃料につきましては、臨界実験装置低出力の炉で使ってたということもありまして、線量はほとんどございません。最も線量が高くなりますのが参加トリウムの燃料でございます。
0:20:21	これは核分裂性部の核種ではありませんけれども、娘各種のたりM2⑧が崩壊するときの線量として出てくるものでございまして、おおよそですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:36	今容器のからトリウムを点線源として評価をしましたところを約 1mのところ 60mSvという結果が出てございます。
0:20:50	実態としてもう少しあの表面容器の表面に近づきますと、100mSvのオーダー になります。
0:21:02	わかりました。あとごめんなさい。大した確認でないんですけどね、ページ目の 区分のところ、今回三島 4 っていうのが区分このような形で要するに 60 マイ クロ以下なのか、超えるのか、っていうことなんですけど、位置にはちなみにこ れ区分って幾つ幾つになってますか。
0:21:24	区分 I II につきましては参考として配りしております。新旧対照表のほうをご覧 ください。
0:21:36	新旧対照表の
0:21:39	27 枚、あります。
0:21:43	そっちなのですね 27 分の 25 ページ、下から後ろから 2 枚目のところですね、 そちらに参考として、
0:21:54	基準の等量理想載せてございます各 1 は 6mSv/h 区画には 30mSv/h という ことで、この区画ごとに立ち入り時間を制限してございます。
0:22:10	はい、ありがとうございます。他に何かございますか。
0:22:20	規制庁せ、
0:22:22	規制庁完成です。
0:22:24	まず最初にですね、ちょっとプレゼンのプレゼンで間違えました。
0:22:31	これ、白の作りとしてですね、燃料の引き渡しに関しては、
0:22:36	そんな STACY の PC の渡しちゃっているのみたいなのが、
0:22:42	感覚的にこう言われる可能性はあるので、これまでの実績として、PPRC の持 つ停止にしてやってますとかですね、そこら辺を記載いただければ、記載してい うか御説明のときでもいいんですけど、そういうのを教えていただければいいか と思います。
0:22:58	デブ HTR 市の場合はこういう記載ぶりになって、こういう認可になってても すでに実績としてあるんですよと、そうすれば、例えばこういう記述の書き方も ですね、例えば貯蔵管理のみ行うみたいな給水のみたいなことをやる時には、 前も別紙 CRC こういうふうになってますとか、
0:23:17	そういうことがいえると思うんで、話がすんなり通りやすいかなと思います。
0:23:39	次にですね 3 ページ目なんですけれども、先ほどちょっと出たところで私もちょ っと引かかるんですが、
0:23:48	これは処分の方法という観点なんですけど。
0:23:54	これは再処理を委託または引き取り
0:24:00	を依頼して引き渡すになってるんですけど。
0:24:04	この 5 ページの書きぶりって利用または譲渡なんですよ。そうすると、これ。
0:24:10	意味一緒かなっていうのはちょっと微妙 2。
0:24:15	ちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:24:19	3のほうが含まれるような書き方になってるのであれば、それは別に構わないと思うんですけど講話のウランとウランプルトニウム混合、
0:24:28	酸化物燃料なんで。
0:24:32	なんでと再処理を委託と1人。
0:24:36	のはずなのに、いいよっていうのが入ってくると。
0:24:41	利用が引き取りの中に入るのか。
0:24:44	ちょっとわからないんでそこら辺を整理いただければと思うんですけど、多分このMOXのほうはこういう記述がもう多分、
0:24:54	定型化なんかで決まってて、多分こっちがいじれないことって、
0:24:58	どっちかって言うと3ページ目のほうが一連の間でしたっけ、どっちかちょっと持ち帰らこっちのほうもこういう記述が提携両方提携のですかね。
0:25:09	そのときに例えば括弧書きとかでもいいのかもしい理由を含むとか、
0:25:15	わかんないですけど
0:25:17	ちょっとやっぱり違和感を感じて来2人とも何かこう引っかかったっていうのはあるので、同じ意味なんですよっていうのわかるように、括弧書きで補足説明をするなり、米印で書くなり、例えば米印でへのMOXの場合は研究開発への利用またここら辺が2兆とも含むとかですね。
0:25:37	書くのがいいのかなと思います。
0:25:41	少なくとも、ちょっと口頭では説明していただかないと。
0:25:44	うんと引っかかるころかと思います。
0:26:03	次にですね80ページ目なんですけれども、
0:26:10	これはSTACYとのこれまでの節子設置許可での考え方と関連するんですけど、安全設計において地震帯津波による安全機能の喪失による影響を考慮ってなってるんですけど、STACYの場合って、
0:26:26	津浪ていうなお書きでおまけみたいになってますよね。なので
0:26:32	どっちかっていうと実際は臨界管理のほうで、
0:26:36	水入っちゃったときもOKですよみたいな書きっぷりになってるんで、そこと、そういう
0:26:44	があるような町時代のCでしょう多分同じような書きっぷりになってるんじゃないかと思うんですけど。
0:26:50	こういう書き方で大丈夫かなっていうのをちょっと御確認いただければっていうのですね。
0:26:58	津波は津波の状況の要求事項に書いてんだけど、なお書きでみたいな。
0:27:04	ところですね、多分あんまりこんな細かいことに気づくためにないと思いますけど。はい。
0:27:13	あと次9ページ目なんですけど、ここ3項に伺いたいんですが、STACY個別制作、検査まだ検査が、
0:27:24	来年度末算3月ぐらいを予定してるっていうことだと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:31	今のSTACY本体の新規制基準との関係から言うと、これは新規性基準はちょっと今、
0:27:41	来週すSTACY相談の補正ってということなんで、多少ちょっと
0:27:48	スケジュールが
0:27:49	詰めることも想定されるのかもしれないですけど、今の段階で考えていらっしゃるのは、新規制基準の検索が困ってから、
0:27:58	こっちの棒状燃料のほうの検査を受けて検査をするっていう整理にされてるんでしょうか。それとも、
0:28:09	もしかしたらこう前後するとか、可能性もあるんでしょうか。
0:29:03	原子力機構の小林です。STACY施設、今既存のSTACY更新をしている中でこちらのほうのちょうど設備へといった関係になるかというお尋ねですけども、
0:29:22	STACYの更新炉のほうの合格。
0:29:26	を持って来こちらの合格の内容をこちらの貯蔵設備も一部
0:30:39	はい。設置の方のタイミングについては今後ご相談させていただきたいと思えます。
0:30:49	規制庁完成です。理解いたしました。
0:30:54	そさんそのサンゲツの4もす。
0:30:58	12月末に申請いただいてその要素の3とがそもそもその使用前検査になるのか事業者のによる昇温、
0:31:08	計算になって使用前核になるのかも。そこら辺との絡みもあると思うんで、今後でもですね、そこら辺をちょっとお話を聞かせていただければと思っております。
0:31:17	もう一つ大きいなどがですね
0:31:20	これもこれまでの実績があるから花それを説明いただければ、基本的にはいいかと思うんですけども、チャンスPCに引き渡した燃料のいろんな責任関係は、
0:31:33	どこの
0:31:36	部署が持つんですかみたいな話ですよ、基本的には自分の施設のものは自分で
0:31:43	責任を持つみたいな、なんて手じゃSTACYに持っていったときに設工認という関連から言えば、STACYが責任を持つと燃料の管理は誰がするんですかっていったときにもSTACYなのか。
0:31:58	pcmのか。
0:32:02	両方なのか。
0:32:03	定検とかなったときに、ちょっと値が持つんですかとかそこら辺が、
0:32:08	ある程度は想像はつくんですけど。
0:32:11	実際どうするつもりになっているのかが多分保安規定で出てくることに話になるかと思うんですけど、そこら辺がちょっと気になると、そう考えると、それとの組み合わせじゃないと、この設置許可が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:27	おろせない。
0:32:29	っていう可能性も出てきて、そうすると保安規定のほうも変更申請とか必要になったりしないかなってちょっと声を聞きながらちょっと思ったところなんですけど、
0:32:41	すみません、うちの方も情報を持つとくべきなんですけど、今までの他の施設における燃料をそうした施設に持っていった場合のが今現状どういうふうな整理になってるか教えていただければと思います。
0:32:57	はい、原子力機構ヨリツネです。
0:33:00	今の御質問ですけども、部HTTRCの燃料ですね、あのstage II A持ってきましてたけれども、そのときにですね。VTRCの燃料の管理はSTACY側でもすべて管理しています。
0:33:14	で、今回も同様にですねピー・シー・エーの燃料をSTACYに移管した後はstage側ですべて責任を持つとさらに今回保安規定等でも記載予定ですけども、引間たちにおいては、燃料管理するために必要な書類
0:33:33	そういったものもエステー志賀に引き渡して、そちらの方の責任で管理すると、そういった報告させていただきます。
0:33:46	規制庁完成です。基本的にそういうことだろうと思っているんですけど、本当にBC足の場合はもう引き渡したからかもしれないんですけど、廃止措置も終わってもう許可自体ないじゃないですか。それに対して、
0:34:01	ピー・シー・エーはまだそもそも許可が残ってて廃止措置もこれから認可されるところでっていうところで落とすっていうことがすべてのあれをですね渡すっていうのがいいのかどうかっていうのは、既議論として出てき得るのかなと。そうするとTCの廃止措置のほうにも、
0:34:19	絡んでくるのかなってちょっと今考えてるとこなんですけど、PPRC以外につまだ生きてる労働燃料をどっかに私もまだちょっととらえCの場合はちょっとまたイレギュラーなんでそれちょっと共用だったんで、ちょっとまた違うと思いますけど、ほかに1例とかったりしますか。
0:34:50	はい、検証機構アイザワです。まずトレイCにつきの燃料につきましては、事例といたしましてSTACYのほうに引き渡したということがございます。ただしこれはもともとSTACYとトレイCの供用の燃料でございましたので、
0:35:08	少し自重が異なるかもしれません。
0:35:10	さらにJRR法の今廃止措置中のJRRほうの燃料につきましてはJRRⅢのほうに持って行って、譲り渡しとすることをしておりますそういった実績がございます。同じように考えております。
0:35:30	規制庁河成です。そうすると今提案すでに復旧私しまった、従来法燃料っていうのはもうJR法は全くノータッチ状態になってるという理解でよろしいでしょうか。
0:35:46	原子力機構の名和でございます。ちょっと補足させていただきます。前ⅢとⅣについての使用済燃料の管理については、専属の課がございまして、そちらが一括でJRⅢの中にある、ちょっと設備で使用済み燃料の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:02	最終的な管理を今行っているという状況でございますので、JR法本体についても多様管理している。かについては主済み燃料の管理を今していないと。
0:36:13	仮に引き渡した状態ということでございます。
0:36:17	これは従前からの管理でございます。
0:36:25	規制庁川瀬です。理解いたしましたということでですね基本的に今回のTCLの燃料引き渡しにかかって御説明いただくときは、いろんなポイントで、これまでのものについてこうなってるんですよって比較してだから問題ないですよ。
0:36:45	するのが一番手っ取り早いかと、みんなも理解しやすいと思うんでそういう説明の仕方をしていただければと思います。
0:36:58	規制庁の加藤です。ちょっとそここのところで向こうを最初に戻ってになるのかもかもしれませんが、
0:37:07	そもそも今回のそのピー・シー・エーの燃料STACYのほうに共同するその理由は何かあたかも貯蔵できないとかっていうお話なんです。
0:37:22	そもそもの現状機構ヨリツネです。今回のそもそものそのTCの燃料ステージに持っていくという、大きな理由なんですけれどもそれはピー・シー・エーの廃止を促進したいとPCを廃止するためには燃料廊下に
0:37:38	ud渡す必要がございます。最初類ですとか、海外とかにですねすぐ譲り渡せれば、問題ないんですけども、なかなかそれをそうもいかないので、まずは一旦、
0:37:52	原価県の中の許可の範囲内でちょっと場所を移すというそういう観点からですね貯蔵場所が今確保できるのがステイシカないということで、椅子停止に持っていく。これは別であるし、のでんなってそういった種手段をとるということでございます。
0:38:14	わかりました。
0:38:15	ほか、何かございますか。
0:38:23	説明させて
0:38:26	ちょっと今後も含めてお伺いしたいと思ってましてで今回作成いただいている対応を今、
0:38:36	睨んだというか、会合での説明資料ということでしたためていただいたものとこの。
0:38:41	概要について書かれているというふうに
0:38:46	今受け取りまして、気になっているのがですね設置許可基準との適合性の説明というのは、この8ページのところだけで
0:38:59	言いきっているという認識なのかそれともこれについては今後詳細に説明されていく予定なのかというところを御説明いただけますでしょうか。
0:39:18	はい。おっしゃる通り8ページのところが設置許可基準等の対応というところになってまして、ちょっとすごいさっと書いてますけれども、中身としては、今STACYの
0:39:31	許可をいただてる中身、その設計方針と同様にこれを作るということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:39	適合方針、方針そのものは変更ないということになります。
0:39:46	ちょっと設備についても、
0:39:52	規制庁ミヤシタですとしますと本件の変更に伴って許可基準上、
0:39:59	例えば
0:40:01	取扱設備貯蔵設備の条項だと。
0:40:05	地震、
0:40:06	外部事象、そういったところについて追加で説明をされる必要がないというお考えでしょうか。
0:40:16	はい。当庫の設置設備を設置するにあたって、既存の
0:40:22	方針を変えるところっていうのがないと、今の方針ですべて包含されているという説明になります。
0:40:36	はい。
0:40:38	中旬S波の確認ですけれどもその設備としては一つ増えますということですがけれども設計方針。
0:40:46	としてはすでにもう許可基準のほうに新基準平成 30 年度の 1 月に許可されている内容で 10 分入っていてそこについては何ら変更がないという理解でよろしいでしょうか。
0:41:01	その理解で結構です。別途この設備自体の名称が出るところとか、そういう
0:41:10	特定のところはこの申請で変更しますけれども、それ以外のその方針自体の考え方に変更というのはいないです。
0:41:21	はい、説明させて
0:41:24	おっしゃることについては理解しました。それについてはいいかとかというところも含めて、その辺は会合なのかなと思います。
0:41:39	規制庁の加藤です。審査会以降自身が審査に当たるので、今言われた今までの設計方針で包含引きテーマ公開内容だけを説明するというのであれば、そのことをきちんとわかるような形にはしないとイケないと思うんです。
0:41:58	リスクの例えば 8 ページ目のところですよ。それで今回の貯蔵設備を設置するにあたって、許可基準っていうのがまずどこが該当になっていて、それに対してはもともとこういう設計方針になっていってそこに内包交換されるから。
0:42:17	多分もしに変更はないっていう説明があるとは思いますが、そういう旨がわかるような内容を加えなきゃいけないと思いますがいかがでしょうか。
0:42:34	はい。そうですね
0:42:38	例えば第 8 条なの火災であるとか、ちょっと設備施設にも該当する項目がありますけれども、中身としてはこれ同じなんですけれども、ここに資料概要資料にその 8 条については、
0:42:53	8 条については特出し施設に可能性、
0:42:56	こういう項目が該当しますと、まず言っていてその項目に対して、設備の方針は方がされているみたいな形で、資料ちょっと修正します。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:11	規制庁の加藤です。8 ページ目の多分臨界安全設計の一番下が多分に中にそんなんじゃないかなと思っていて、今回入れる燃料っていうのは、今までSTACYの燃料古浦保管室で入れていった
0:43:28	評価の中に今回の条件っていうのが内包されるから、設計方針でやるっていう、そういう理解でよろしいですか。
0:43:50	はい。
0:43:57	来機構のコバヤシs理解安全設計に関しては、今回貯蔵設備を設置することによって、人回評価が変更されますので、体系も変わりますので、その体系を含めても問題ないと。
0:44:13	いうことをここで書いてる。
0:44:16	話になります。
0:44:19	規制庁の加藤です。すいませんちょっと私誤解してたんですけど、ウラン保管室の中の条件として今回一つ不可になって、それを含めた臨界解析をやって大丈夫だということを説明するっていうことですか。
0:44:36	わかりました。
0:44:46	原子力機構アイザワです。今おっしゃられたその評価を示すということはあまりその細かい点まで許可の審査で御説明は差し控えたいと考えておりまして、あくまでも今回あの評価したのは成立性があるということですね、
0:45:06	にしたという位置付けでございまして、詳細な臨界解析については、設工認の際に入っやらせていただきたいと考えております。
0:45:15	通常のカトウです。その方針でいいと思います。はい。
0:45:21	何か角材ます。
0:45:26	規制庁完成です。最後のページのこれ、
0:45:30	10 ページ目ですけれども、これで周辺監視区域の変更の際の保安規定と一緒に、
0:45:39	これだけの言葉だったらやっぱわからないんですよだから主なんていうんですか、居住することがない。引き続き受給することがないんだから、平常時条件周辺監視区域の評価点が変わらないとか、
0:45:55	そういうことを言っていたから、
0:45:57	何にも影響ないんですよっていうことを御説明いただければと思います。
0:46:02	だから、どうしてもまた引き続き、ある程度私達この前たまたま周辺監視区域のことをやったんで、平常時の周辺監視区域の変更＝平常時の運転時における評価点の変更ではないというのをちゃんと理解してはいますけど。
0:46:17	こうやって文章っていうモットー
0:46:22	可能性はないのわかったけど、じゃあ被ばくのポイントはどうなのかとか、
0:46:28	いろいろ考えてしまうんで、明確にわかるようにしていただければと思います。
0:46:33	それから基本的には作りとしては、原価県薩摩線周辺監視区域の変更に
0:46:40	説明したようなやり方でやると、まず、あんな立派説明する必要ないと思いますけど、見直す。はい。前見たやつと同じで、同じ考え方なんだよっていうのわ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かと思うんで、そうやっていただきたいと思います。あともう1点なんですけど、これに関連し、
0:46:55	その申請書本文のページめくって工事計画のところに、その他の変更については工場要しないってなってるんですけど、周辺監視区域って工事するじゃないですか、何であれっていう、実際
0:47:13	です周辺監視区域ってというのは保安規定のほうで定めるので。
0:47:17	具体的っていうのはないのかもしれないですけど、工場要しないっていうのはちょっと違うのかなってところ。
0:47:24	です。あと伺いたいのは周辺監視区域の図面で、参考資料として、基本的には設置許可のほうにも入ってると思うんですけど、添付書類ですか。
0:47:36	参考図として入ってると思うんですけど、今回このつける予定の周辺監視区域の図面はどの図面、
0:47:43	最終形なのか途中なのか教えていただけますでしょうか。
0:47:52	はい、原子力機構のほうでございます。まず工事があるかないかの話でございしますが、週刊誌区域の協会には柵等で区画しなければいけないという規則の要求がございします。
0:48:10	これについては、
0:48:13	その策等が設置物、施設かという話でございしますが施設ではなく
0:48:19	そういう区画という手段ということで従前から運用されておまして、柵の設置に関して今まで施行に特に行われておりません。
0:48:30	ですので工事はないと。
0:48:33	いう説明をさせていただいています。譲り渡した先の敷地でやる工事はすべて原電側の工事はございますので、機構の工事としてはございません。
0:48:45	あと、添付を申請書に記載させていただいています境界については再集計でございします。先ほどお言葉いただいた通り最終形の周辺監視区域境界となっております。
0:49:08	規制庁川瀬です。ちょっと周辺監視区域の図面をどの図面にするかはまだちょっと議論の余地があると思いますけど、
0:49:17	すべての周辺監視区域の変更が終了してからの許可であれば、そう通りの最終けどいいと思うんですけど、一方で本規程のほうは格子品監視区域しますっていう図面が出てきているときに、
0:49:32	同じような時期に局があったら図面違っていいのかってのはちょっと微妙がないので、そこら辺をちょっとまた相談させていただければと思っています。あと、周辺監視区域
0:49:45	またから工事っていうのにも今の御説明だと工事というのも2種類あって、いわゆる設工認を伴う工事っていうものなのか、そうじゃない工事なのかということで、
0:49:59	今までは工事講じて説明いただいたんで、ここでもおっしゃるところによると工事じゃない工事ってことですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:08	だからそこら辺の使い分け重くする必要があるのかなっていう粉を招く可能性もあるんで必要なのかなっていうのと、
0:50:21	道路のつけかえを行うじゃないですか、道路のつけかえを行う時の策等も周辺監視区域
0:50:30	1 項ですか。
0:50:35	そうですね周辺監視区域としては、JAさんの道路つけかえの部分、これを原電さんが担保するんですか。
0:50:43	策。
0:50:44	作って、
0:50:45	原燃さんの責任でやるっていうのをちょっとぴんとこないんですけど、右側まだしも左側、
0:50:52	JAEAの敷地内
0:50:56	カチッとちょっとそこは説明いただけますでしょうか。
0:51:09	原子力機構の名和でございます。10 ページの図への敷地境界と周辺監視区域境界 1 枚の図で示しておりますのでちょっとわかりづらくて申し訳ないと思っておりますが、Aと敷地境界には特に策等を設ける要求はございません。
0:51:24	財産管理上、一部設ける部分があるかもしれませんが、
0:51:30	基本柵等の要求をされていますのは周辺監視区域境界でございます。
0:51:37	周辺監視区域の柵については、
0:51:52	新たに設置はいたしません設置というか設けますが、
0:51:59	ご質問なんでしたっけ。
0:52:05	規制庁、規制庁完成ですページ 10 ページを見るとちょっと先ほどおっしゃられたように敷地境界と周辺監視区域の線を一番で書いてるんでちょっとなかなかわかりにくいところがあったんですけど、基本的にその原電さんと接しているところについては周辺監視区域で、
0:52:24	当飛び地で、
0:52:27	飛び地になっている廃棄物を置く場所繋がる道路っていうのは右側については接してるんで周辺監視区域原電さん担保左側については、周辺監視区域の境界じゃなくてこれは敷地境界の
0:52:43	協会で、敷地中央かについては策等を設けるといものではないのでここには何もない財産保護という観点はあるかもしれないけれども、基本的に
0:52:56	炉規法長の策ではないっていうそういう、
0:53:01	理解でしょうか。
0:53:04	はい、原子力機構などでございます。おっしゃっていただいた通りでございます。敷地境界上敷地単独の境界上ですね、にあるフェンスについては財産保護の観点から設けるものであって、炉規法上の設備ではないということでございます。
0:53:23	周辺監視区域のフェンスについて、
0:53:29	ですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:53:33	そうですね。ちょっとすみません、これもまた
0:53:36	この前の審査会合の議論になってしまうのかもしれませんが
0:53:42	機構等原電の境界EAは、
0:53:49	ちょっと入り乱れているというか複雑に絡み合ってますので、ここの道路沿いの境界については、
0:53:58	時コードでいうと周辺監視区域境界になるということでございます。
0:54:04	原電の
0:54:10	区何円筒ちょっとお待ちください。
0:54:46	はい。原子力機構のアワでございます。今回の
0:54:51	道路の移設等はすべての原電の
0:54:56	新規制対応が発端ですので原電が保障としてフェンスを設置してくれるというものになっております。
0:55:14	規制庁川崎です。もう1点ちょっと気になる点あるんですけど、周辺監視区域の設定については先ほど言ったように保安規定なんでそのときの議論になるかもしれませんが、その敷地が狭くなりことにより、周辺監視区域で担保すべき線量については、
0:55:30	川引き続き担保できる見込み。
0:55:36	のでしょうか。
0:55:41	はい、原子力機構等でございます。
0:55:46	担保できるものと考えております。理由としては、主要なA原子炉施設から十分離れた区域でございますし、また先日の会合でしました変更箇所より近傍の原子炉施設。
0:56:04	は遠いところですね、一番近いところだとNSRRですが、この前の変更点さらにもっと近いところ変更しましたが、
0:56:12	それより遠いところの変更ですので、この前担保できてましたので今回も十分担保できるものと考えております。
0:56:20	詳細については保安規定の変更の際に御説明させていただきたいと思えます。
0:56:33	はい、ほかに何かございますか。
0:56:42	規制庁上野です。少し戻って、燃料貯蔵設備の
0:56:50	これ除熱方法について説明して欲しいんですが、そもそも除熱が必要ないというのであれば、そういう説明でも構わないんですが、お願いします。
0:57:05	原子力機構ヨリツネするそもそもこのピー・シー・エーの燃料なんですけども、TCD自体が臨界実験装置で原子炉の熱出力も200ワット程度ということで、この燃料自体はもう新燃料と同等です。
0:57:21	そういうことで、普段の貯蔵についてもですね、特に除熱とかそういったものは必要ございませんということで、今回stage側に持っていても、特に冷却設備等は不要と考えてございます。
0:57:38	設備のです。了解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	規制庁の加藤です。P10 ページ目の図なんですけど、これが最終形態だよって いうのがわかるような記載をしていただくことは可能でしょうか。
0:58:22	原子力機構のアワでございます。了解しました。原電の設置工事等が終了した 後の最終の形態と人ことを追記させていただきたいと思います。
0:58:37	はい。ほか何かございますか。
0:58:46	よろしいですか。
0:58:49	ずっと本日は個目と何点かしましたかというとうどうします。次のヒアリングを行う 形にしますか。
0:59:38	はい。そうしましたら 15 日ですね、15 日にヒアリングということで、本日提示し たコメントに対して班員した資料をもって説明のほうをよろしくお願いいたしま す。
0:59:51	ほかよろしいですか。
0:59:54	是非ともよろしいですか。はい、それでは本日のヒアリング、これにて終わりに したいと思います。お疲れ様でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。